



内閣府

平成30年4月27日（金）
内閣府公益認定等委員会

公益財団法人日本レスリング協会に対する 報告要求について

公益財団法人日本レスリング協会に対し、内閣府公益認定等委員会は、本日、公益認定法第27条第1項の規定に基づく報告要求を行いましたので、公表します。

また、今回の報告要求の公表に当たって、山下公益認定等委員会委員長のコメントを付しております。

詳細は、別添資料を御覧下さい。

（資料1）山下公益認定等委員会委員長コメント

（資料2）（公財）日本レスリング協会に対する報告要求のポイント

（資料3）（公財）日本レスリング協会に対する報告要求全文

※個人情報保護のため、個人名をアルファベット表示していますが、原文は実名です。

（資料4）参考資料

【本件問合せ先】

内閣府公益認定等委員会事務局 山崎、落合

TEL：5403-9538（直通）

FAX：5403-0231

**(公財) 日本レスリング協会に対する報告要求について
(山下公益認定等委員会委員長コメント)**

内閣府公益認定等委員会（以下「委員会」という。）は、貞友義典弁護士から「告発状」と題する文書の提出という形で情報提供された、公益財団法人日本レスリング協会（以下「協会」という。）に係る諸問題について、協会のガバナンス確保という観点から必要な調査を行ってきた。本調査は、いわゆる情報提供者側の関係者及びいわゆる「パワーハラスメント」行為や会計処理に係る不正を指摘された者を含む協会側関係者への聞き取りを中心に行い、そのとりまとめに当たっては、協会から提出を受けた関係文書資料及び公益財団法人日本レスリング協会第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）も活用した。今回、その調査結果を踏まえ委員会で審議した結果、本件問題に関し、協会としての認識、理事会等の責任、今後の対応策等に関し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 27 条に基づく「報告要求」を行うことが適当であるとの結論を得て、本日付で協会に対してこれを発出したところである。

委員会が公益法人に対し報告要求を発出する場合、通常はその事実及び内容を公表していない。しかしながら、本件問題は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控える中で社会的な関心が極めて高いものであること、また、そのような状況下において、本件問題に対する委員会としてのスタンスを対外的に示さないままでは、公益法人全体の信頼性に影響を及ぼすことが懸念されることから、委員会から協会に対して報告を求めた内容について、公表することが適当であると判断したものである。

協会に対しては、本報告要求に真摯に回答するのは当然のこと、執行部個人及び関係者が、本報告要求において指摘された様々な事案に係る責任を重く受け止めるとともに、法人内部のガバナンスに関する問題の改善を図り、「自立と自律」の精神に基づき再発防止への自主的な取組を推進することを

強く求めたい。その上で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、トップアスリートが存分に練習できる環境が早期に確保されるよう、関係機関と協力しながら取り組むことにより、協会の事業の推進が更なる公益の増進に資することを切に望む。

委員会は自らの所掌に基づき、本件事案に係る報告要求を発出し、改善に係る協会の取組を継続的にフォローしていく所存であるが、今回明らかになった様々な問題は、スポーツ行政を所管する文部科学省スポーツ庁の事務にもまた大きく関わるものである。委員会は、スポーツ庁と今後も緊密な連携を図りつつ、スポーツ関係公益法人が真に国民の期待に応えうる存在であり続けるよう、その権限を適切に行使していきたいと考えている。

なお、本件のような、いわゆる「告発状」への委員会としての対応の在り方についても、この際付言しておく。

委員会は、公益認定法第32条に基づき内閣府に設置された合議制機関であり、公益認定法により属せしめられた委員会の主な権限は公益法人の認定及び監督である。言うまでもなく刑事訴訟法において規定されている告発を受理する捜査機関ではない。また、公益認定法には委員会が公益法人に関する告発を受理することができるとの権限規定も存在しない。したがって、たとえ「告発状」と題する文書が委員会に対して提出されたとしても、そのような文書は公益法人の運営の在り方等に関する外部からの情報提供として扱われる。

このような文書については、公益法人のガバナンスを確保するという観点から、必要に応じ事実関係の確認や対応が行われることとなるが、言うまでもなく全ての文書についてそのような取扱いが行われるわけではない。一般的に言えば、そのような文書に示された事案の信ぴょう性、重大性、社会的な影響、当該法人が自らの法人自治の範囲で当該事案を解決できる可能性、委員会が勧告、命令及び公益認定取消し等の監督措置を講じることが必要となる可能性等を総合的に勘案して具体的な取扱いが決定されるものである。

聞き取り調査の結果

○いわゆる「パワーハラスメント」疑惑に関し、公益認定等委員会事務局が、関係者から聞き取りを実施。

○以下のような、組織において責任ある立場にある者としては不適当な言動、又は、組織として必要なルールやコミュニケーションが欠如していた事案があった。

・協会の第三者委員会報告書において「パワーハラスメント」に該当すると評価された4件。

・参加資格があるBの希望にもかかわらず、他の選手を国際大会に派遣したが、その理由の説明が不十分。

・五輪当日において、Bへの十分なサポートがなかったことについての説明が不十分。

・強化体制変更により、五輪で好結果を残した者が新たなポストに異動になったが、異動の理由や当該ポストの重要性についての説明が不十分。

・女子選手の男子合宿への参加に関し、ルールを設定することなく、その時々現場の判断で参加の可否を決定。

・B等が参加しなかった世界選手権後、Aが複数の者に、B等がいないことを好意的にとらえている趣旨のメッセージを送信。

⇒上記事案については、公益法人として事業を実施する上で、不適切なものであった疑いが極めて高い。

協会に対して 報告を求める内容

①左記の事案が事実であると認識しているか、事実である場合、その適否についてどのように認識しているか

②相当の期間にわたり発生してきたことにつき、理事会、評議員会及び監事の責任をどのように認識しているか

(公財)日本レスリング協会に対する報告要求のポイント

改善が必要と思われる事項

○公益認定等委員会として、協会の適正な事業運営のために下記のような取組が必要ではないかと考える。

(ア) トップアスリート等に対する支援

i) 選手の最適な練習環境の整備・提供に係る基本的な仕組みについて検討。

ii) 大会当日の選手に対し、最大限支援。制約が生じる場合の丁寧なコミュニケーションに最大限努力。

(イ) 選手選考プロセスの透明性の向上、又は、選考結果に対する説明責任を果たす等の取組を検討。

(ウ) ハラスメント的行為の防止等に向けた取組

i) ハラスメント的行為の防止に向けた教育を充実。

ii) 「外部窓口」の設置を含め、ハラスメント行為等に対する実効性ある苦情処理システムを構築。

(エ) 問題が発生した場合における法人としての対処の手順、手続について検証・整理。

協会に対して報告を求める内容

① 左記の取組を行う必要性について、それぞれどのように認識しているか

② 左記の取組や第三者委員会報告書に記載された提言も含め、法人内部のガバナンスの向上や再発防止のため、どのように取り組んでいくのか
(今後のスケジュール含む)

※会計処理に係る問題については、法人として実態解明に向けた対応の説明を求める。

※協会からの回答期限は5月31日。

公益財団法人日本レスリング協会

代表者 福田 富昭 殿

公益認定等委員会

委員長 山下 徹

貴法人の運営組織及び事業活動の状況に
関する報告書の提出について（報告要求）

標記について、貴法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認められますので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき報告を求めます。

については、理事会で検討し、機関決定の上、下記により平成30年5月31日までに報告を作成・提出願います。提出の際、理事会における議論の詳細を議事録として添付してください。

記

1 報告を求める事項

平成30年1月19日、当委員会は、貞友義典弁護士から、「告発状」と題する文書の提出により、貴法人に係る情報の提供を受けました。本情報提供には、一部の選手やコーチ及びその関係者が貴法人幹部からいわゆる「パワーハラスメント」を受けたこと、貴法人において不正な会計処理が行われていること等の内容が含まれているところです。これに関し、当委員会事務局において、本情報提供中、いわゆる「パワーハラスメント」疑惑とされる問題についての調査を優先して必要な調査を行ってきたところです。

さて、今回の対応の契機となった情報提供においては、個別具体的な事案を挙げ、それらがいわゆる「パワーハラスメント」である旨が主張されているところですが、貴法人の第三者委員会調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）に言及されているように、スポーツにおけるパワーハラスメントの概念は未だ定まったものがあるとは言いがたく、また、職場等におけるパワーハラスメントについても、その事

実関係の認定については厳密な手続が必要なものであり、多くは司法機関の判断や行政・司法上の調停手続等による解決が通例となっているものです。

一方で、公益法人において、「パワーハラスメント」を訴える声が相当数発生しており、それに対し、法人内において必要な対応がなされていないとの合理的な疑いがあるとすれば、公益目的事業が真に適正に実施されているのか、法人のガバナンスが適切に機能しているのか等公益法人監督上の問題が発生しているとの疑いを持たざるを得ない状況が存在していると言えると思われまます。今回の調査は、このような観点から、事実立脚して、貴法人においてその法人運営に関し改善すべき点はないか、ということを中心的な視点として行ったものです。

このような調査を行った結果を踏まえ、以下の点につき、貴法人としての認識等を御説明ください。

(1) 公益法人として事業を実施する上で適切性を欠く疑いがあると考えられる事案について

当委員会事務局においては、本件に関し、「パワーハラスメント」を受けたと主張する情報提供者側、「パワーハラスメント」を行ったと指摘された者を含む貴法人側の双方に対し、聞き取りを行うとともに、併せて、第三者委員会報告書の内容についても分析したところです。その結果、以下(ア)～(ケ)に掲げる事案に関しては、個人の人格への配慮を欠いた言動、又は、相手方にとって不公正・不平等な取扱いを受けたとの認識を招きかねない組織としての不作為であったと考えられます。このため、これらの事案については、組織において責任ある立場にある者としては不適当な言動があった、また、組織として必要なルールやコミュニケーションが欠如していたという点において、貴法人が公益法人として事業を実施する上で、不適切なものであった疑いが極めて高いと考えています。

- (ア) 平成22年2月の女子合宿の際、当時監督の地位にあった貴法人のAがBに対し、「よく俺の前でレスリングできるな。」などと言ったこと
- (イ) 平成22年のアジア競技大会の代表選手選考の際、本来出場権を有するはずのBにつき、明確な理由を説明することなく、選考外としたこと
- (ウ) 平成22年9月のモスクワ世界選手権の際に、AがCに対し、Bの指導をしないようきつく言ったこと
- (エ) 平成27年2月、貴法人の指示により合宿を抜けた2人のコーチのうちCのみを、Aが叱責し、途中で帰らせたこと
- (オ) 平成23年以降、参加資格があるBが希望していたにもかかわらず、他の選手を国際大会に派遣し、その理由の説明が十分に行われていなかったと考えられること
- (カ) 平成24年のロンドン五輪の際、Bの試合日において、サポートメンバーがアップ場に入れなかったところ、その理由について十分に説明が行われていな

かったと考えられること

- (キ) ロンドン五輪後の強化体制変更において、同五輪において好結果を残した男子の強化委員長を、重要なものとして新たに設けられたポストに異動させたが、現在、当該ポストが実質的な活動をしていないとの話があることに鑑みれば、その異動の理由や当該ポストの重要性の説明が十分に行われていなかったと考えられること
- (ク) ロンドン五輪後にBの男子合宿への参加を禁じる一方で、リオ五輪後には別の女子選手が男子合宿に参加する等、貴法人としての明確なルールを設定することなく、その時々現場の判断で練習参加を認めるか否かが決められていたと考えられること
- (ケ) 平成29年8月、パリでの世界選手権後、Aが複数の者に対し、BとCがないことについて、好意的にとらえている趣旨のメッセージを送信したこと

つきましては、

- ①これらの事案それぞれについて、貴法人として事実であると認識しているか否か、また、事実である場合、その適否についてどのように認識しているか御説明ください。
- ②また、これらの事案が、相当の期間にわたり発生してきたことにつき、貴法人の理事会、評議員会及び監事の責任をどのように認識しているかについて御説明ください。

(2) 貴法人として改善が必要と思われる事項について

委員会としては、(1)で挙げた事案のみならず、貴法人の業務運営等に関し、様々な指摘がなされている中、今後、貴法人及びその関係者が気持ちを一つにし、定款に掲げられた目的の実現に向けて一丸となって、適正に事業を運営していくためには、以下(ア)～(エ)に掲げるような取組が必要であると考えています。

(ア) トップアスリート等に対する支援について

i. 選手の練習環境整備について

貴法人として取り組む選手の強化においては、練習相手の確保や、選手層の厚みを増すという観点も含めて、合宿等による集団での練習が大きな意味を持っています。一方で、既に高い技術レベルに達しているトップアスリートについては、望む形で練習できる環境を整備することが、その者のモチベーションや高い技術レベルの維持・向上の観点からも必要とされることが考えられます。

このことを踏まえれば、貴法人は、選手の練習環境の在り方、とりわけトップアスリートが自らが望む練習環境を求める場合の手続等に関し一定のルールを設定する等最適な練習環境の整備・提供に係る基本的な仕組みについて検討すべきであると考えられます。

ii. 大会当日の選手に対する支援について

選手が各種大会において力を発揮し、優良な成績を収めるためには、日頃の練習環境のみならず、大会当日における各種支援も極めて重要です。貴法人として、大会当日において選手に対する最大限の支援を行うべきであることは言うまでもありません。しかしながら、様々な事情により、このような支援に一定の制約（例えばルール上の制約）が生ずる可能性も否定できません。

そのような場合には、貴法人として、その理由等について選手や関係者が納得できるように説明する等、丁寧なコミュニケーションに最大限の努力を払うべきであると考えられます。

(イ) 選手選考に係るプロセスについて

貴法人に関しては、海外の大会に出場する代表選手、とりわけ女子代表選手の選考のプロセスの不公正を指摘する声が上がっており、これに関連する事案について（1）で言及したところです。

男子と女子の選手層の相違等、実態に即した専門的な見地からの判断を要するとも考えられる本問題について、委員会として、直ちに現状の選考方法そのものの是非を論ずるものではありませんが、様々な大会に出場することが選手にとって自らの力を試し競技レベルを向上させるための極めて重要な機会であり、また選考理由を明確にすることで落選者の競技へのモチベーションを持続せしめることは定款に掲げる貴法人の目的であるレスリングの発達に資すると考える者はレスリング関係者の中でも相当数存在するのではないかと考えられるところです。これらに鑑みれば、貴法人として、現状の選考方法について選手がどのように感じているかも踏まえつつ、選手選考プロセスそのものの透明性を向上させる、又は、選手等直接の関係者はもちろん広く社会に対しても、選考結果に対する説明責任をしっかりと果たすようにする等の取組を検討すべきであり、このような取組は、レスリング競技を支える国民の支持を強固にすることにもつながるものと考えられます。

また、本件情報提供においては、代表選手の選考のみならず、強化合宿に呼ばれる選手の選考プロセスの不公正に関する指摘もあり、この点についても、透明性の向上及び選考の説明責任という観点から、併せて何らかの改善方策が検討されることが望ましいと考えられます。

(ウ) 貴法人内部におけるハラスメント行為の防止等に向けた取組について

i. ハラスメント的行為の防止に向けた教育の充実について

本件情報提供については、一部の選手やコーチ及びその関係者が、日頃の練習、大会当日、選考・強化その他様々な場面において、貴法人の幹部から「パワーハラスメント」を受けたと訴える内容が、その相当部分を占めています。主張されている個々の事案が「パワーハラスメント」であるか否かについては、

上述のとおり委員会として判断する立場にはありませんが、いわゆるハラスメントに相当する、あるいは、ハラスメントに類する行為（以下「ハラスメント行為」という。）はどのような組織においても発生し得るものです。

このような前提に立った上で、貴法人内部においても、定期的にハラスメント行為の防止に資する教育が行われることが必要であり、速やかにそのような機会の新設を図るべきと考えられます。

ii. 貴法人内部における苦情処理システムの構築について

i で述べたとおり、ハラスメント行為はどのような組織においても発生し得るものであり、それに係る苦情について、相談を受け適切に処理するための仕組みを設けておくことも、同様にいかなる組織にも求められるものです。

貴法人においては、暴力やハラスメント行為の根絶をうたった倫理規程が存在し、同規程に違反する事案が発生した場合に必要な調査を行う倫理担当理事や倫理委員会等が設けられていますが、これらの構成員の大部分は、貴法人に属するいわば内部の人間です。法人内部でハラスメント行為が行われた場合、特に行為者が相応の地位にある人間であれば、相談者は自らに不利な結果をもたらすことを恐れ相談しにくい心理となるのが一般的であり、このことに鑑みれば、貴法人には、様々な場面において、選手やコーチがハラスメント行為を受けたと感じた際に、安んじてこれについて苦情を訴え、また相談できる仕組みが存在しないものと考えられます。貴法人は、本事案の経過を十分に検証しつつ、外部の者が通報を受け対応を行う、いわゆる「外部窓口」の設置を含め、ハラスメント行為等に対する実効性ある苦情処理システムを構築すべきであると考えられます。

(エ) 問題が発生した場合における対応の在り方について

本件に係る報道があった平成30年3月1日付けで、貴法人は、報道された事案の一切を否定する「一部報道に関する当協会の見解について」と題した文書を発表しましたが、貴法人が否定した事案の一部は、その後、第三者委員会報告書において、「パワーハラスメントに該当するというべき」とされたものです。この間の経過をみると、まずは第三者による事実の調査を行った上で、当該結果を踏まえて貴法人としての認識を表明するのがあるべき手順であったと考えられ、本件に関する貴法人の初動対応は拙速に過ぎ、適切なものであったと評価することは困難です。今回の反省を踏まえ、何らかの問題が発生した場合に、貴法人としてどのような手順、手続で対処するのか、改めて検証の上、整理すべきであると考えられます。

つきましては、

- ①上記の取組を行う必要性について、貴法人として、それぞれどのように認識しているか御説明ください。

②また、上記の取組や第三者委員会報告書に記載された提言（6項目）も含め、貴法人として、法人内部のガバナンスの向上や再発防止のため、どのように取り組んでいくのか、今後のスケジュールも含め、御説明ください。

(3) 貴法人の会計処理に係る問題について

本件情報提供においては、貴法人の会計処理に係る問題についても指摘されているところですが、今回の調査に当たっては、上述のとおり、情報提供中、いわゆる「パワーハラスメント」疑惑とされる問題についての調査を優先して行ったところです。

当委員会としては、情報提供中の貴法人の会計処理に係る問題について、引き続き必要な調査を行っていく予定ですが、これと並行して、貴法人においても主体的に検証を行い、問題点がもし発見されれば、早期に対応していくべきと考えられます。つきましては、当該問題について、貴法人として、どのように実態を解明していく予定なのか、今後のスケジュールも含め、御説明ください。

2 報告書様式

別添様式により報告書を作成してください。

3 提出方法

書面により提出してください。

4 留意事項

本報告要求に対する報告の提出がない場合や報告内容に虚偽が含まれた場合には、公益法人認定法第66条の規定に基づき過料が科される可能性があります。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）

第27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 （略）

第59条 内閣総理大臣は、第27条第1項の規定による権限（第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2 （略）

第66条 次のいずれかに該当する場合には、公益法人の理事、監事又は清算人は、50万

円以下の過料に処する。

一及び二 (略)

三 第27条第1項(第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

<本件担当者> (照会先、報告を書面により提出する際の名宛人)

公益認定等委員会事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル12階

TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

参考資料

(目次)

参考1	「公益三法」による新公益法人制度……………	1
参考2	公益認定等委員会の役割と構成……………	2
参考3	現在の公益法人数……………	3
参考4	公益法人に対する監督の仕組み……………	4
参考5	報告要求に関する参照条文……………	5
参考6	公益認定等委員会事務局による聞き取りについて…	6

「公益三法」による新公益法人制度

～「民による公益の増進」を目指す～ 明治31年の民法施行以来110年ぶりの大改革

・平成18年5月26日 公益法人制度改革関連三法案の可決・成立

・平成20年12月1日 新制度の施行

(従前の民法による公益法人制度)

- ◎ 法人設立の主務官庁制・許可主義の下、法人の設立と公益性の判断が一体

(「公益三法」による新公益法人制度)

- ◎ 主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離

<民法上の社団法人・財団法人>

○「公益法人」の設立

= 各主務官庁の許可制

- ・ 自由裁量
- ・ 縦割り行政

○公益性の判断

- ・ 各主務官庁の自由裁量 (判断基準の規定なし)

○税制優遇：法人格付与と連動

- ・ 法人税は収益事業のみ課税
- ・ 一定要件を満たす特定公益増進法人に対する寄附金について所得控除あり

<公益社団法人・公益財団法人>

○「公益性」の認定

= 一般法人からの申請を民間有識者からなる第三者委員会が審査・答申→行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)が認定処分

○税制優遇：「公益性」認定と連動

- ・ 法人税は収益事業のみ課税。ただし、公益目的事業の認定を受けたものは収益事業でも非課税
- ・ 公益法人は全て特定公益増進法人。一定要件を満たせば寄附金の税額控除あり(23年度)

<一般社団法人・一般財団法人>

○「一般法人」の設立

準則主義 登記のみで設立

◎平成20年12月現在、特例民法法人(旧公益法人)は全国で24,317法人(うち国所管6,625)

◎5年の移行期間(～平25.11末)内に、新制度への移行申請を行う必要あり ⇒ 申請ない場合、移行期間満了時に「みなし解散」

◎ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

- ・ 明確な基準を法定
- ・ 統一的な判断(縦割り行政からの脱却)

関連税法の規定

◎ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

◎ 整備法(新制度への移行手続等)

公益認定等委員会の役割と構成

委員会の役割

○ 委員会の主要業務は、以下の3つ。

- ① 公益認定申請の審査(新規認定、変更認定)
- ② 公益法人の監督(報告徴収、立入検査、勧告等)
- ③ 法人との対話

※認定・勧告等は、委員会の答申を受け、内閣総理大臣の名で実施。

※報告徴収・立入検査は、公益認定法による内閣総理大臣の権限の委任に基づき、委員会の名で実施。

第4期委員名簿(平成28年4月～任期3年・国会同意人事)

- | | |
|---------|---|
| 北地 達明 | 公認会計士、有限責任監査法人トーマツ パートナー インダストリー事業部長
兼 アドバイザリー開発部長 |
| 小林 敬子 | 前 前橋家庭裁判所所長 |
| ○ 小森 幹夫 | 公認会計士、元新日本有限責任監査法人シニアパートナー |
| 西村 万里子 | 明治学院大学法学部教授 |
| 堀 裕 | 弁護士、千葉大学理事・副学長 |
| 惠 小百合 | 江戸川大学名誉教授 |
| ◎ 山下 徹 | (株)NTTデータ相談役 |
| | (五十音順、敬称略) ◎委員長、○委員長代理 |

現在の公益法人数

	社 団	財 団	合 計
内閣府	805	1,662	2,467
都道府県	3,356	3,707	7,063
合計	4,161	5,369	9,530

↓
 ・事務所が複数の都道府県
 ・複数の都道府県で事業

↓
 ・事務所が1の都道府県内
 ・1の都道府県内で事業

(平成30年3月31日時点)

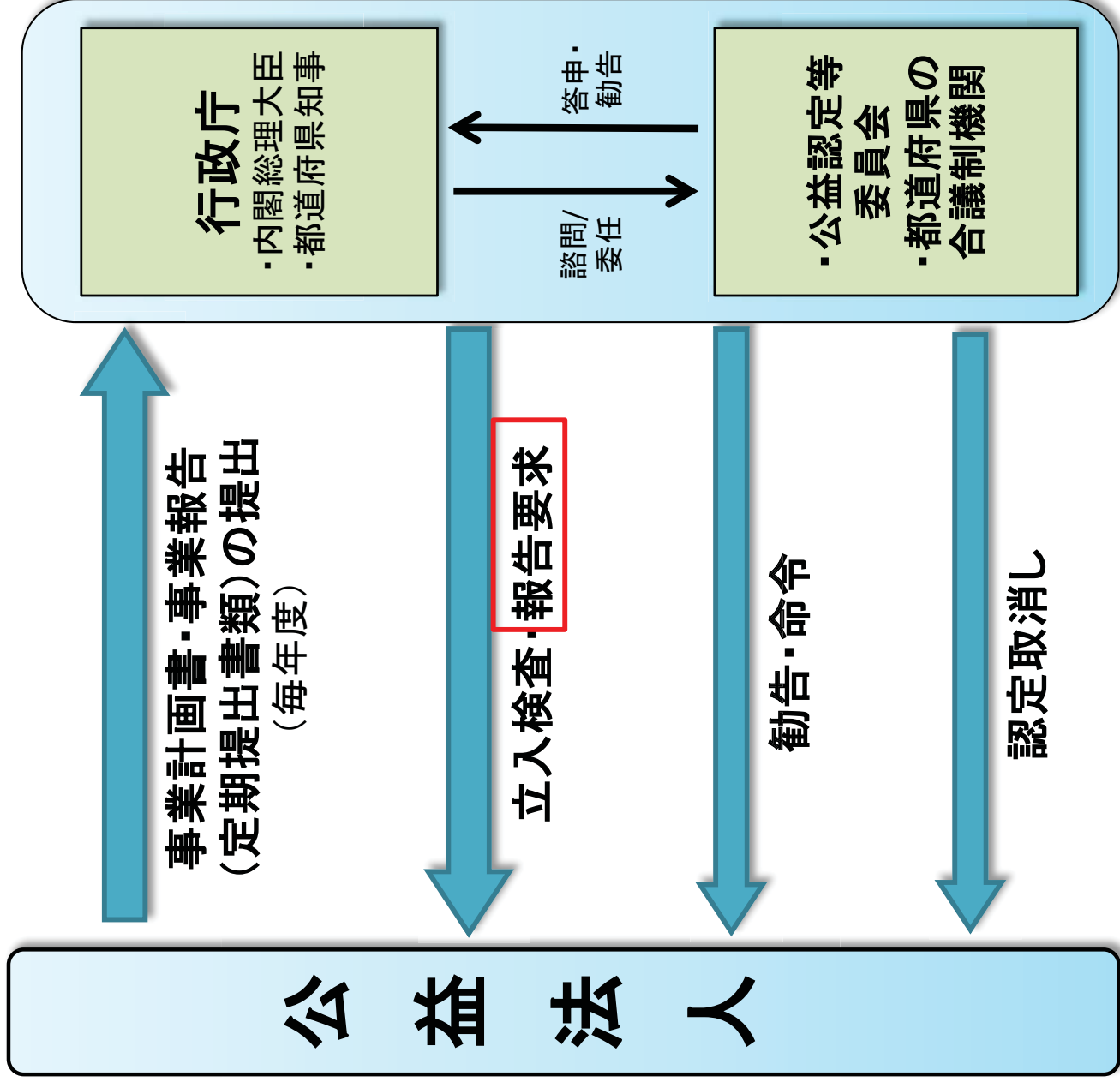
○最近の新規認定法人数

平成28年度 88件(うち国46件)
 平成27年度 92件(うち国47件)

○最近の変更認定処分数

平成28年度 406件(うち国108件)
 平成27年度 487件(うち国125件)

公益法人に対する監督の仕組み



<内閣府分>

○定期提出書類の提出件数

平成28年度 事業計画書 2,410件
事業報告 2,379件

○立入検査実施件数

3年に1回程度定期的に実施
平成28年度 633件

○報告要求実施件数

平成28年度 14件

○勧告件数

これまでに9件
※命令は実績なし

○認定取消し件数

これまでに8件
※法人からの取消申請によるものも含む

<参考4>

(平成30年3月31日時点)

報告要求に関する参照条文

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

（報告及び検査）

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 及び 3 （略）

（権限の委任等）

第五十九条 内閣総理大臣は、第 27 条第 1 項の規定による権限（第 6 条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2 （略）

公益認定等委員会事務局による聞き取りについて

①目的

事実に立脚して、(公財)日本レスリング協会において法人運営上の改善点はないかを明らかにする

②実施期間

平成 30 年 3 月 12 日～ 4 月 6 日

③聞き取り対象者

情報提供側及び協会側の関係者延べ 13 人 (約 18 時間)

④主な聞き取り事項

- ・ 協会の幹部による一部の選手やコーチ等に対する言動
 - ・ 選手の練習環境、大会当日の選手のサポート
 - ・ 女子に関する代表選手、合宿参加選手の選考 等
- ※併せて、協会に関係書類の提出を要求